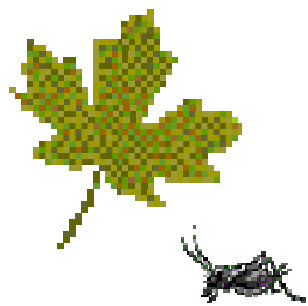




区画整理だより

向洋駅周辺
まちづくり事務所発行
ご意見・ご質問を
お寄せください。
電話 286-3123

第8号 平成13年9月

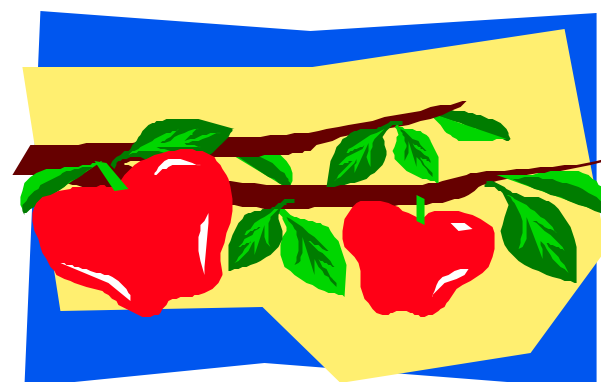
土地区画整理事業 施行条例可決

土地区画整理事業施行条例が、町議会において審議され9月定例議会で可決されました。

土地区画整理事業を施行する時には、事業を公平に進めていくためのルールを作成する必要があります。地方公共団体が施行する場合は、このルールを施行規程と呼び条例で定めます。

土地区画整理事業施行条例の主な内容

- ・土地区画整理事業の名称
- ・施行地区に含まれる地域の名称
- ・事業の範囲
- ・事務所の所在地
- ・費用の分担に関する事項
- ・土地区画整理審議会及び委員等に関する事項
- ・地積の決定の方法に関する事項



「土地区画整理審議会の設置」

施行条例の中に土地区画整理審議会の項目があります。この審議会は地権者の意見を事業に反映させ、公平に進めていくために設置するものです。

審議会は10人で構成しますが、8人は施行地区内の宅地の所有者及び借地権者それぞれの権利者の中から選挙により選出し、2人は施行者が学識経験者を選任します。

<土地区画整理審議会の主な権限>

土地区画整理審議会は、換地設計、仮換地の指定などに関する事項に対し土地区画整理法の定める権限を有します。

- ・換地計画に関する事項
- ・仮換地指定に関する事項
- ・評価員の選任に関する事項

前号でお願いしました、道路の詳細設計をするための測量を実施しています。

また昨年よりお願いしています、現況・一筆地測量は一部終了していません。

両測量とも引き続きご協力をお願いします。